平成２２年（フ）第１６５８号
広島市南区似島町字家下73番地の１
債務者　新田　英貴
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６６６号
広島市南区皆実町１丁目２番６―102号
債務者　中村美由紀
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６８７号
広島市西区古江東町５番28―201号
債務者　川岡　明子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７２９号
広島県廿日市市友田24番地272
債務者　宗信　嘉晃
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５５号
広島県三原市皆実４丁目８番９号、住民票上の住所広島県三原市宗郷２丁目10番７号
債務者　植草　百香
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第１８４号
山口市秋穂東1525番地１　ファミールあいおＢ－５
債務者　則近　寿信
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２０７号
山口県防府市新橋町５番20号　ドエルさばⅡ203
債務者　藤井　翔太
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２２７号
山口県防府市華浦１丁目４番23－４号　プレジール華浦203号
債務者　栢　　浩美
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２２９号
山口市桜畠５丁目11番37号
債務者　小田　　憲
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２３１号
山口県防府市自由ケ丘４丁目９番11号
債務者　中田　美幸
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２３２号
山口市平井377番地３　山野井アパート１―Ｂ
債務者　石川優美子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２３４号
山口県防府市勝間３丁目７番23号　リビングタウン勝間Ｂ棟Ｂ205
債務者　鈴木　咲子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２３８号
山口市大内矢田248番地２
債務者　柴崎ふみ子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３３４号
山口県下関市山の田東町６番１―1102号　山の田東県営住宅
債務者　山本　新一
1　決定年月日時　平成22年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３４１号
山口県下関市豊浦町大字川棚6842番地１
債務者　鈴川　　伸
1　決定年月日時　平成22年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３４５号
山口県下関市秋根新町７番10―406号　新下関団地
債務者　高崎美和子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第６６０号
高知市横浜西町43番11号、住民票上の住所高知市長浜1592番地１
債務者　森下　和宣
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
高知地方裁判所破産係